



# 特定行政書士だからこそ 救える人がいる

## 今こそ！特定行政書士の出番です

令和8年1月1日、「行政書士法の一部を改正する法律(令和7年法律第65号)」が施行されました。

これにより、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政書士の事前関与の有無にかかわらず、行政不服申し立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

特定行政書士は、行政書士証票に「特定行政書士」である旨が付記され、また、専用の徽章を購入することができます。

**[申込期間]** 令和8年4月1日(水)～6月19日(金)

**[受講期間]** 令和8年8月3日(月)～9月15日(火)

中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。  
PC・スマホ等(※)があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。

**[考査日]** 令和8年10月18日(日)

(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。)

**[講義科目]** 行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点  
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点  
行政事件訴訟法の概説、行政事件訴訟法の論点  
要件事実・事実認定論、特定行政書士の倫理、総まとめ(予定)

※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。  
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

**「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中！**

詳細は「月刊日本行政」3～6月各号に掲載の「令和8年度特定行政書士法定研修募集要項」または下記二次元コードより会員専用サイト「連con」内、「特定行政書士法定研修」をご覧ください(事前にログインの上、読み取ってください)。



日本行政書士会連合会